

# 郡山市建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律に基づく認定等に関する事務処理要綱

## (趣旨)

第1条 この要綱は、建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律（平成27年法律第53号。以下「法」という。）、建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行令（平成28年政令第8号。以下「政令」という。）、建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則（平成28年国土交通省令第5号。以下「省令」という。）及び郡山市建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行細則（平成28年郡山市規則第60号。以下「細則」という。）に基づく認定等の審査及び事務に関して必要な事項を定めるものとする。

## (用語の定義)

第2条 この要綱において使用する用語の意義は、法、政令及び省令に定められたものとする。

## (軽微な変更該当しない旨の通知書)

第3条 市長は、細則第2条第1項の申請に係る建築物の計画が、省令第5条に規定する軽微な変更（建築物のエネルギー消費性能に係る計算により、建築物エネルギー消費性能基準に適合することが明らかな変更に限る。）に該当しないと判断した場合は、軽微な変更該当しない旨の通知書（第1号様式）を申請者に通知するものとする。

## (建築確認を伴う建築物エネルギー消費性能向上計画の認定の審査)

第4条 市長は、法第30条第2項の規定に基づき建築物エネルギー消費性能向上計画の認定について、建築基準法（昭和25年法律第201号）第6条第1項に規定する建築基準関係規定に適合するかどうかの審査を受けるよう申し出がある場合は、建築主事に当該内容を通知するものとする。

2 建築主事は、前項の規定により通知を受けた確認の申請書のうち、正本1部を建築基準法第93条第1項の規定による消防長又は消防署長に送付し、同条の同意を得るものとする。この場合において、当該同意を得られないとき又は同法第6条第1項に規定する建築基準関係規定に適合しないときには、建築基準法第18条第15項の規定による通知書を市長に対し交付するものとする。

3 市長は、建築主事から前項の規定による通知書の交付を受けた場合は、法第30条第6項の規定に基づき、建築物エネルギー消費性能向上計画の認定を行わないものとする。

## (認定の審査の省略)

第5条 市長は、認定の申請に、細則第3条第1項各号のいずれかに該当する図書が添えられている場合は、法第30条第1項各号に掲げる基準に係る審査を省略することができる。

## (計画の変更)

第6条 建築物エネルギー消費性能向上計画の認定を受けた者（以下「認定建築主」という。）から、法第31条第1項の規定に基づく変更の認定の申請があった場合は、前2条の規定を準用するものとする。

## (認定しない旨の通知)

第7条 市長は、審査の結果、法第30条第1項（法第31条第2項において準用する場合を含む。）の認定をしないと判断した場合は、認定しない旨の通知書（2号様式）を申請者に通知するものとする。

(エネルギー消費性能の向上のための建築物の新築等に関する報告)

第8条 市長は、認定建築主に対し、法第32条の規定に基づき、エネルギー消費性能の向上のための建築物の新築等の状況についての報告を、細則第6条の規定による工事の完了報告のほか、必要に応じ、求めるものとする。

2 市長は、前項の規定による報告を受理したときは、認定建築主が認定を受けた計画に従った工事を行っているかどうかを検査するものとする。

3 前項の審査の結果、認定建築主が認定を受けた計画に従って工事を行っていないと認めるときは、市長は、改善要求書（第3号様式）により、その改善に必要な措置を講ずるよう求めることができるものとする。

(改善命令)

第9条 市長は、前条第3項の規定に基づく求めを行ったにもかかわらず、認定建築主が必要な措置を講じない場合は、法第33条の規定に基づき、認定建築主に対して、相当の期限を定めて、その改善に必要な措置を講ずるよう改善命令書（第4号様式）により命ずるものとする。

(認定台帳)

第10条 市長は、この要綱に基づく申請内容及び事務処理の経過を建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律に係る認定台帳（第5号様式）に記載するものとする。

(図書等の保存)

第11条 市長は、法第30条第1項（法第31条第2項において準用する場合を含む。）の認定を行った際の図書を10年間（法第30条第2項の申し出がある場合は、15年間）保存するものとする。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

第1号様式（第3条関係）

軽微な変更該当しない旨の通知書

年 月 日

（申請者） 様

郡山市長

印

下記の申請については、下記の理由により建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則第5条の規定による軽微な変更該当しないものであると認めましたので、これを通知します。

記

- 1 申請書年月日
- 2 申請者の住所
- 3 敷地の地名地番
- 4 該当しない理由

第2号様式（第7条関係）

認 定 し な い 旨 の 通 知 書

年 月 日

（申請者） 様

郡山市長

印

下記の申請については、下記の理由により建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第 条第 項の規定による認定をしないこととしたので、これを通知します。

記

- 1 申請書年月日
- 2 申請者の住所
- 3 敷地の地名地番
- 4 認定しない理由

改 善 要 求 書

年 月 日

（申請者） 様

郡山市長

印

下記の建築物の工事の状況は、建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第30条第1項の規定による認定の基準に適合していないので、改善を要求します。

記

- 1 建築物エネルギー消費性能向上計画の認定（変更認定）番号
- 2 建築物エネルギー消費性能向上計画の認定（変更認定）年月日
- 3 敷地の地名地番
- 4 認定建築主の氏名又は名称
- 5 改善を要求する内容

第4号様式（第9条関係）

改 善 命 令 書

年 月 日

（申請者） 様

郡山市長

印

下記の建築物の工事の状況は、建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第30条第1項の規定による認定の基準に適合していないので、下記のとおり措置を命じます。

記

- 1 建築物エネルギー消費性能向上計画の認定（変更認定）番号
- 2 建築物エネルギー消費性能向上計画の認定（変更認定）年月日
- 3 敷地の地名地番
- 4 認定建築主の氏名又は名称
- 5 措置を命ずる事項